

# 明石市分別収集計画

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市では、平成 19 年度に第 3 次最終処分場が供用開始されたが、同処分場以降、市内で最終処分場の用地を確保することが非常に困難であるという状況を踏まえ、同処分場を少しでも長く使い続けるため、明石市一般廃棄物処理基本計画に掲げる基本理念『環境への負荷が小さく持続可能な循環型のまち』への転換を推進し、最終処分量を減らすことが喫緊の課題となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の 3 R を推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・市民・事業者・行政が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ・容器包装廃棄物の 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本とした地域社会づくりの推進

## 3 計画期間

本計画の計画期間は平成 23 年 4 月を始期とする 5 か年間とし、3 年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	14,780	14,764	14,749	14,700	14,651

### 【内訳】

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
主としてスチール製の容器	400.2	399.4	398.6	396.9	395.3
主としてアルミ製の容器	542.9	541.9	540.8	538.5	536.2
無色のガラス製容器	1,201.4	1,199.0	1,196.5	1,191.4	1,186.4
茶色のガラス製容器	967.5	965.5	963.6	959.5	955.4
その他のガラス製容器	552.8	551.7	550.6	548.3	545.9
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	539.7	539.0	538.2	536.1	534.1
主として段ボール製の容器	2,849.9	2,854.6	2,859.2	2,857.4	2,855.5
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	2,686.0	2,684.1	2,682.1	2,674.1	2,666.1
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	722.9	721.5	720.0	717.0	713.9
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	4,316.4	4,307.7	4,299.0	4,280.8	4,262.5
その内、白色の発泡スチロール製食品トレイ	95.7	95.5	95.3	94.9	94.5

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制を促進するために以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては、法の主旨にのっとり、市だけでなく、市民、事業者、消費者活動団体等がそれぞれの立場から

役割を分担し、相互に協力・連携をとりながら進めていく。

・啓発冊子の作成、配布

3 Rガイドブックやごみ副読本を作成、配布することにより、容器包装廃棄物の3 R（リデュース・リユース・リサイクル）に対する意識醸成を図る。

・施設見学の実施

明石クリーンセンター施設見学を積極的に受け入れ、市民の3 R行動の誘因となるような説明を行う。

・環境教育、出前講座の実施

市民にライフスタイルを見直してもらうための啓発機会の場として、コミュニティセンター、高齢者大学、地域ボランティア、自治会・町内会、保育園、幼稚園、小中学校といった各種団体の環境学習の場へ積極的に出向き、容器包装廃棄物の3 Rに対する意識醸成を図る。

・情報提供

広報紙やホームページなどを通じ、容器包装廃棄物のリサイクル状況やごみ処理コストについての確かな情報提供を行うことにより、市民の3 R行動の推進を図る。

・買い物袋持参運動及びレジ袋対策の実施

レジ袋排出削減とライフスタイルの見直しへの動機づけとして、市民にマイバッグの持参を呼びかけるほか、事業者、消費者活動団体との連携強化に向けた取組みを推進する。

**7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）**

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、明石市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

（計画収集分）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	資源ごみ (缶・びん・ペットボトル袋一括収集)
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">— 無色のガラス製容器</div>  <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">— 茶色のガラス製容器</div>  <div style="display: inline-block; vertical-align: middle;">— その他のガラス製容器</div> </div>	

主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	紙パック（紙類・布類分別収集）
主として段ボール製の容器	段ボール（紙類・布類分別収集）
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑誌・雑がみ（紙類・布類分別収集）
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	資源ごみ （缶・びん・ペットボトル袋一括収集）
主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

\* 別紙「法第8条第2項第4号に関する表」参照

**9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法**

特定分別基準適合物ごとに、計画収集分及び集団回収分については、計画収集実績（資源ごみ、紙類・布類）及び再生資源集団回収実績による排出原単位並びに下記の人口推移に基づき積算を行った。なお、その他プラスチック製容器包装の回収量見込みについては、現在、一部地域で行っている回収実績による排出原単位及び下記の人口推移に基づき、回収地域の拡大に応じた積算を行った。

また、各年度における収集人口（行政区域内人口）の推計値は、明石市長期総合計画の推計人口を算出根拠とした。

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
収集人口	291,274	290,690 (対前年度比) 99.80%	290,101 (対前年度比) 99.80%	288,871 (対前年度比) 99.58%	287,636 (対前年度比) 99.57%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集に関する計画収集体制の見直しについては、行財政運営方針に沿った検討が必要であることから、必要人員、コスト等を勘案したうえで民間活力の導入も検討していく。

また、現在、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装については、子供会や自治会などによる再生資源集団回収活動の回収品目となっているが、引き続きこれらの団体により分別収集されるものとする。

その他、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、ペットボトル、白色トレイについては、飲食料品販売店などによる店頭回収活動の回収品目となっているが、引き続きこれらの事業者により分別収集されるものとする。

（計画収集分）

分別収集をする容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
スチール製容器	資源ごみ	市（直営及び委託業者） による定期収集	市
アルミ製容器			
無色のガラス製容器			
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	紙パック （紙類・布類）	紙類・布類契約業者に よる定期収集	紙類・布類契約業者 （古紙問屋）
段ボール	段ボール （紙類・布類）		
その他の紙製容器包装	雑誌・雑がみ （紙類・布類）		
ペットボトル	資源ごみ	市（直営及び委託業者） による定期収集	市
その他のプラスチック 製容器包装 （白色トレイ）	プラスチック製 容器包装	市（直営又は委託業者） 及び民間業者による定期 収集	民間業者

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

一部地域で実施しているプラスチック製容器包装の分別収集については、民間施設を活用し選別・圧縮梱包の上保管している。

全市での実施に当たっては、民間施設の活用を前提として当該施設への収集運搬効率の関係上、分別収集物を一時貯留しておくヤードを明石クリーンセンター敷地内に整備する必要がある。

(計画収集分)

分別収集をする容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理施設
スチール製容器	資源ごみ	ポリ袋	プレス式 パッカー車 (2,3.5,4t)	明石クリーンセンター 破碎選別施設 (選別・圧縮・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック (紙類・布類)	ひもで結束	紙類・布類契 約業者の車両	古紙問屋
段ボール	段ボール (紙類・布類)			
その他の紙製容器包装	雑誌・雑がみ (紙類・布類)			
ペットボトル	資源ごみ	ポリ袋	プレス式 パッカー車 (2,3.5,4t)	明石クリーンセンター 破碎選別施設 (選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製 容器包装	ポリ袋または 指定ポリ袋	プレス式 パッカー車 (2,3.5,4t)	民間選別圧縮施設 (選別・圧縮・保管)

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項（法第8条第2項第7号）

- ・市民の分別意識の向上を図るため、広報紙やホームページを活用した啓発、出前講座などを継続実施する。
- ・地域のごみ減量推進員、ごみ減量推進協力員の活動活性化に向けた支援を行うことにより、自主的な地域リサイクル活動を推進する。
- ・子供会、自治会等による再生資源集団回収活動を促進するため、活動助成金・活動用具の交付、優秀団体の表彰、研修会の実施などの支援を継続実施する。
- ・既に再生資源集団回収を行っている団体に対しては、収集日や品目の拡大を依頼するとともに、集団回収に取り組んでいない自治会等へ勧誘を行い、集団回収未実施地域の解消を図る。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、分別収集計画量と実績値の乖離状況について事後確認するとともに、3年後の計画改定の際には、乖離の要因について検討の上、計画に反映させるものとする。